＜条件＞

㋐　技術提案書の提出の日に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。

㋑　技術提案書の提出の日に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。）。

３）平成17年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事（Ⅰ－１）、（Ⅰ－２）及び同種工事Ⅱの施工実績を有すること。

ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事（Ⅰ－１）、（Ⅰ－２）及び同種工事Ⅱの項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、均等割りの10分の６以上のものに限る。）

㋐　単体で申請する場合　下表に掲げる同種工事（Ⅰ－１）及び同種工事Ⅱの施工実績を有すること。

㋑　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）にあっては、同種工事（Ⅰ－１）及びⅡの施工実績を有すること。

代表者は下表に掲げる同種工事（Ⅰ－１）及び同種工事Ⅱの施工実績を有すること。

代表者以外の構成員は下表に掲げる、同種工事（Ⅰ－２）又はⅡの施工実績を有すること。

㋒　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、下表に掲げる同種工事（Ⅰ－１）及びⅡの施工実績を有すること。

橋梁補修改築工事を担当する場合は、代表者は同種工事（Ⅰ－１）の施工実績を有し、代表者以外の構成員は同種工事（Ⅰ－２）の施工実績を有すること。土木工事を担当する場合は、同種工事Ⅱの施工実績を有すること。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、代表者は同種工事（Ⅰ－１）及び（Ⅱ）の施工実績を有し、代表者以外の構成員は同種工事（Ⅰ－２）及びⅡの施工実績を有すること。

＜同種工事＞

（Ⅰ－１）　橋梁補修改築工事　道路橋において上部工の新設または取替（床版取替を含む）を橋梁延長100ｍ以上実施した工事

（Ⅰ－２）　橋梁補修改築工事　道路橋において上部工の新設または取替（床版取替を含む）を実施した工事

Ⅱ　土木工事　供用中の自動車専用道路において、交通規制※のもとで実施した土工・橋梁・トンネル・舗装・のり面工事。ただし、標識工、防護柵工等の附属物のみを施工した工事は除く。

※交通規制には、対面通行規制、片側交互通行規制、通行止め規制を含み、路肩規制、移動規制は含まない。

⑶　次に掲げる基準を満たす統括責任者を建設工事に専任で配置すること。

１）統括責任者が、一級土木施工管理技士、またはこれと同等以上の資格を有し、かつ10年以上の現場実務経験を有すること。上記の「これと同等以上の資格」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

２）統括責任者が、平成12年度以降に以下のⅠ及びⅡの施工実績（完工）を有するものであること。

ただし、施工実績の取扱いは２⑵３）に同じ。

＜施工実績＞

Ⅰ　主任（監理）技術者又は現場代理人の経験を有すること。

Ⅱ　供用中の自動車専用道路において、交通規制※のもとで実施した土工・橋梁・トンネル・舗装・のり面工事。ただし、標識工、防護柵工等の附属物のみを施工した工事は除く。

※交通規制には、対面通行規制、片側交互通行規制、通行止め規制を含み、路肩規制、移動規制は含まない。

※Ⅰ及びⅡの実績を同一工事において有する必要はない。

３）専任の統括責任者については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術提案書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑷　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を建設工事に専任で配置できること。

１）専任の主任（監理）技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。上記の「これと同等以上の資格」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

２）現場代理人、主任（監理）技術者が、平成17年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した以下の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは２⑵３）に同じ。

㋐　単体で申請する場合　単体の場合は、下記に掲げる同種工事の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

㋑　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）の場合は、共同企業体として下記に掲げる同種工事の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

㋒　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、共同企業体として下記に掲げる同種工事の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。橋梁補修改築工事を担当する構成員は、同種工事の施工実績を有している主任（監理）技術者を配置すること。

＜同種工事＞

・橋梁補修改築工事　道路橋の上部工の新設または取替（床版取替を含む）を実施した工事

３）専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

４）監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。